デイサービスセンターたから　重要事項説明書

当事業所は契約者(利用者)に対して介護予防・日常生活支援総合事業及び指定通所介護サービス(以下サービスという)を提供します。事業所の概要・提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを説明します。

Ⅰ、経営法人の概要
(1)法　人　名　　社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
(2)所　在　地　　山梨県甲府市若松町6－35
(3)電話　番号　　055－223－8100
(4)代表者氏名　　理事長　平田　理
(5)設立年月日　　平成17年4月1日

Ⅱ、事業所の概要
(1)事業所の種類　　介護予防・日常生活支援総合事業及び指定通所介護事業所
(2)事業の目的　　利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
(3)事業所の名称　　デイサービスセンターたから(事業所番号　1970101885)
(4)所　在　地　　山梨県甲府市宝1－4－16
(5)電 話 番 号　　055－223－8102　FAX番号　055－223－8107
(6)管理者氏名　　大崎　紗央理
(7)事業所の運営方針　　社会福祉法の基本理念に則り、利用者の人権・人間性を尊重することを基本理念とし、利用者及び家族のニーズを的確に把握し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めることを基本方針とします。
(8)開設年月日　　平成17年4月1日
(9)利用定員　　40人

Ⅲ、事業実施地域及び営業時間
(1)通常の事業実施地域　　甲府市内（左記の地域以外でもご希望の際はご相談ください）
(2)営業日及び営業時間

営業日 営業時間	毎週月曜日～土曜日(ただし、休業日は日曜日及び1月1日) 午前8時30分～午後5時30分 (サービス提供時間午前9時30分～午後4時40分)

Ⅳ、職員の配置状況

職種	人員	職種	人員
管理者	1名(介護職員と兼務)	介護職員	6名以上
生活相談員	1名以上	看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上		

Ⅴ、当事業所が提供するサービスと利用料金
1、介護保険の給付対象となるサービス
(1)サービスの概要　　①送迎　②入浴　③食事　④機能訓練
(2)サービス利用料金　　別紙利用料金表による
2、介護保険の給付対象外とならないサービス(別紙料金表によりご契約者様の負担となります)
(1)昼食代(おやつ含む)
(2)連絡帳袋代(基本　初回のみ)
(3)その他個別レクレーション費、行事代、おむつ代(施設のものを使用した場合)　実費
3、利用料金のお支払い：当事業所が指定する方法によりお支払いください。

4、利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に通所介護サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。

Ⅵ、事故発生時の対応

指定通所介護サービスを利用中に事故が発生したときは、次のとおりの対応をします。

(1)速やかにご家族等に報告するとともに必要に応じて主治医等に連絡し、指示を受けます。

(2)必要に応じて保険者である市町村及び居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員に連絡します。

(3)事業所の責に帰すべき事由により、事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。

(4)事故が発生したときは、その原因を解明し、スタッフ会議等において再発防止策を検討する等、再発防止に取り組みます。

Ⅶ、非常災害対策と対応

(1)当事業所では別に定める「消防計画」に則り、非常災害時の対応を行います。又、自動火災警報装　置等消防関係法令に定められた設備を設置しており、カーテン等は防炎性能のあるものを使用しています。

(2) 災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況により、通常の業務を行わない場合があります。また、気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合は、業務を行わない場合があります。災害の状況によっては、**利用者や職員を帰宅または避難させることがあります。**

Ⅷ、契約解除

1、契約者からの契約解除

契約者は、事業者若しくはサービス従事者が次の事項に該当する場合は、本契約を解除することができるものとします。

（１）事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合

（２）事業者若しくはサービス従事者が第７条に定める守秘義務に違反した場合

（３）事業者若しくはサービス従事者が故意又は重大な過失により、契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（４）他の利用者が、契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な措置をとらない場合

2、事業者からの契約解除

事業者は契約者が次の事項に該当する場合は、本契約を解除することができるものとします。

（１）契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（２）利用料の支払いが３ヶ月以上遅延し、事業者から催促があったにも拘らず、１ヶ月以内に支払われない場合

（３）契約者又はその家族が、故意又は重大な過失、ハラスメントにより事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

Ⅸ、禁止事項

利用者、家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、利用者及び家族による以下のカスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの迷惑行為は固くお断りします。これらの行為があり、利用者及び家族との健全な信頼関係を築くことが出来ないと当法人が判断した場合は、サービスの中止や契約解除をする場合があります。事案によっては、警察、弁護士、行為者に関わる方等へ連絡、通報または対応を依頼することも検討させていただきます。

（１）事業所の職員に対して行う大声での恫喝・脅迫・暴言・暴力、嫌がらせ、侮辱、誹謗中傷・差別発言などの迷惑行為

（２）著しく不当な要求（金品の要求、過度な謝罪や土下座の強要等）
（３）職員を長時間または多数回拘束してクレームを続ける
（４）無断での職員の写真や動画の撮影、録音等の行為、SNS等に掲載する行為
（５）職員への性的な言動・不必要な接触、つきまとうなどの行為、わいせつな図画の掲示
（６）その他、当事者間の信頼関係を破壊する行為

Ⅹ、苦情の受け付けについて
(1)当事業所におけるサービスについての苦情や疑問あるいは相談等がありましたら、下記の窓口において受け付けています。お気軽に申し出てください。
〇受付け窓口 （苦情解決担当者） センター長 横内 俊洋（苦情受付責任者） 所長 大﨑 紗央理
(2)次の機関でも相談・苦情受付けを行っています。受付け時間等は直接お尋ねください。

甲府市役所長寿介護課	所在地 甲府市丸の内1－18－1　　電 話(055－237－5473)
山梨県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情処理担当)	所在地 甲府市蓬沢1－15－35　　電 話(055－233－9201)

Ⅺ、実習生、研修生等の受け入れ
実習生、研修生、ボランティア等の受け入れを行っています。期間中知りえた情報は、終了後も秘密保持いたします。

Ⅻ、 提供するサービスの第三者評価の実施状況
第三者評価の実施はしておりません。

年　　月　　日
サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
デイサービスセンターたから
説明者　氏　名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。
利用者(契約者)　　住　所

氏　名

上記家族代表　　住　所

氏　名